



DV・ストーカー被害に遭ったらまず相談

●あなたは配偶者からこんな被害にあっていませんか？

- ・殴る蹴るなどの暴行を受ける
- ・髪を引っ張られる、引きずりまわされる
- ・首を絞められる、腕をねじられる
- ・アダルトビデオを無理やり見せられる
- ・「殺してやる」「ぶん殴ってやる」「腕をへし折ってやる」などと暴言を吐かれて脅迫される

このような行為はDV行為となります。一人で悩まず、まずは警察などの相談機関へ相談してください。

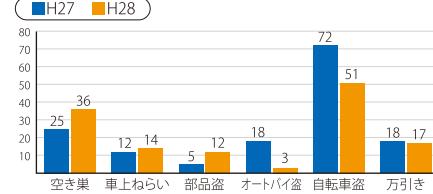
●ストーカー被害の相談は、まず警察へ

ストーカー行為は、次第にエスカレートし、殺人などの凶悪事件に発展するおそれが極めて高いものです。

少しでも不安を感じたときは、自分が我慢すればいいといった誤った考えは避け、あなたの住まいを管轄する交番または警察署へ相談してください。

【問合せ先】警察本部警察安全相談コーナー #9110、小郡警察署 073-0110

小郡警察署管内の犯罪および交通事故の発生状況
(9月末現在)



○刑法犯発生件数 281件(-44件)

○交通事故発生状況

発生件数	236件(-46件)
死者数	0人(-1人)
傷者数	312人(-40人)

※()は、昨年同月比を示す

毎月9日は
防火の日

こちら119

久留米広域消防本部
三井消防署 072-5101



秋の火災予防運動

11月9日～15日までの間、全国一斉に「秋の火災予防運動」が実施されます。

この運動は、火災が発生しやすい季節を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者の減少や財産の損失を防ぐことを目的としています。

家庭や職場でも「火の用心」に心掛け、火災のないまちづくりにご協力ください。

わが家の「住宅用火災警報器」は大丈夫ですか？

- ・ホコリが付くと感知しづらくなるので、定期的によく絞った布で汚れを拭き取りましょう
- ・定期的に点検ボタンを押すなどして作動確認をしましょう
- ・故障や電池切れを知らせる警報音が鳴ったら、原因を確認しましょう
- ・警報器本体の交換の目安は約10年です。製造年月日を確認し、古いものは交換しましょう。また、電池の寿命は5～10年なので、本体と併せて確認しましょう

火災に早く気づき、拡大を食い止める事ができた事例

電気ストーブに衣類が落ちて火が点いたが、住宅用火災警報器が作動し、早く発見できたのすぐに消火できた。

平成28年度全国統一防火標語

「消しましょう その火その時 その場所で」

消費生活相談室

小郡市消費生活相談室
072-5188

窓口開設日
毎週月・火・木・金曜日
午前9時～正午、午後1時～4時

音声ガイダンスを利用した架空請求に注意

相談事例 携帯電話に知らない番号から着信があり、かけ直すと音声ガイダンスで「有料動画コンテンツの代金が未納になっています。裁判所へ出廷する必要があります。和解を希望する方は『1』を、心当たりがない方は『2』を押してください」と流れたので、『2』を押した。電話がつながり、名前と住所を聞かれたので、不審に思い電話を切ったが、心当たりがない。どうすればいいか？
(60代、男性)

- ・知らない電話番号や非通知の電話に出たり、かけ直したりすると、相手は名前や住所などの新たな個人情報を聞き出そうとすることがあります。個人情報を知られると、別の手段でお金を請求してくることが予想されます。知らない番号や非通知の電話は無視しましょう。
- ・「裁判を起こす」「自宅まで回収に行く」「信用情報機関に登録する」など、不安をあおるようなことを言われても、利用した覚えのない請求には、絶対に応じてはいけません。

ひとこと
助言